

---

# 安八町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

---

2026 年（令和 8 年） 月



# 目次

<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
1 改定の目的 .....	1
2 改定の概要 .....	2
<b>第一章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義</b> .....	<b>3</b>
第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 .....	3
(1) 感染症危機を取り巻く状況 .....	3
(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 .....	3
第2節 町行動計画改定の目的 .....	4
<b>第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</b> .....	<b>5</b>
第1節 目指すべき姿 .....	5
第2節 対策の基本的な考え方 .....	6
(1) 新たな感染症危機の想定 .....	6
(2) 対策の基本的な考え方 .....	6
第3節 対策推進のための役割分担 .....	7
(1) 国 .....	7
(2) 地方公共団体 .....	7
(3) 医療機関 .....	8
(4) 指定（地方）公共機関 .....	8
(5) 登録事業者 .....	8
(6) 一般の事業者 .....	9
(7) 住民 .....	9
第4節 感染症危機における有事のシナリオ .....	9
第5節 主な対策項目 .....	11
第6節 実効性確保 .....	12
(1) EBPM の考え方に基づく政策の推進 .....	12
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持 .....	12
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 .....	12
(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し .....	12
第7節 留意事項 .....	13
(1) 基本的人権の尊重 .....	13
(2) 危機管理としての特措法の性格 .....	13
(3) 感染症危機下の災害対応 .....	13
(4) 記録の作成や保存 .....	13

<b>第三章 各対策項目の考え方及び取組み</b> .....	<b>14</b>
<b>第1節 実施体制</b> .....	<b>14</b>
1 準備期.....	14
2 初動期.....	16
3 対応期.....	17
<b>第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b> .....	<b>19</b>
1 準備期.....	19
2 初動期.....	21
3 対応期.....	22
<b>第3節 まん延防止</b> .....	<b>23</b>
1 準備期.....	23
2 初動期.....	25
3 対応期.....	26
<b>第4節 予防接種</b> .....	<b>27</b>
1 準備期.....	27
2 初動期.....	30
3 対応期.....	32
<b>第5節 保健</b> .....	<b>34</b>
1 準備期.....	34
2 初動期.....	35
3 対応期.....	35
<b>第6節 物資</b> .....	<b>36</b>
1 準備期・初動期.....	36
2 対応期.....	37
<b>第7節 住民生活及び経済の安定の確保</b> .....	<b>38</b>
1 準備期.....	38
2 初動期.....	39
3 対応期.....	40
<b>用語集</b> .....	<b>42</b>

### 1 改定の目的

---

2020年（令和2年）2月26日に岐阜県内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の患者が確認され、その後、県内全域に感染が拡大したことで、本町においても患者が確認され、生命及び健康が脅かされ、生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。

この未曾有の危機事案において、町では、次々と変化する事象に対し、先に策定した「安八町新型インフルエンザ等対策行動計画」に則り、町及び地域医療機関等が連携協力し、幾度もの困難を乗り越えてきた。

今般の安八町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の改定を岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画を勘案し、新型コロナ対応における経験を踏まえ、新たな感染症危機に対応できる計画を策定するものである。

※今般の安八町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の改定は、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画と新型コロナ対応における経験を踏まえ、新たな感染症危機に対応しうる計画を策定するものである。

今後は、新たに策定する町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事においては、感染症の特徴や科学的知見等の情報収集に努め、国及び県の動向も踏まえつつ、迅速かつ着実に必要な対策を実施し新型インフルエンザ等の発生による被害を最小限にし、住民生活の安全・安心の確保を図ることとした。

## 2 改定の概要

---

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（2012年（平成24年）法律第31号。以下「特措法」という。）第8条第1項の規定により、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づき策定するものであり、また、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理するとともに、平時の備えの充実を図るものである。

町では、特措法の制定を機に、2014年（平成26年）6月に町行動計画を策定したが、今般、新型コロナ対応における経験やその間に行われた関係法令等の整備等を踏まえ、策定して以来の抜本改正を行う。

本町としては、それらの内容に基づき、町が実施すべき対策を決定する。

### 〔改正のポイント〕

- ① 対象とする感染症を、新型インフルエンザや新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症を念頭に置いた上で、対応フェーズを大きく準備期、初動期、対応期の3期に分け、特に準備期の取組みを充実させる。
- ② 対策項目をこれまでの6項目から7項目にし、感染が長期化する可能性も踏まえ、数次にわたる感染拡大の波への対応やワクチン・治療薬の普及等に応じ、対策を機動的に切り替えていくことを明確化する。
- ③ 実効性を確保するため、計画の実施状況のフォローアップや定期的な見直しを行うとともに、医療機関を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する。

## **第一章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義**

### **第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等**

---

#### **(1) 感染症危機を取り巻く状況**

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。また、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナウイルスが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となってきた。私たちは、今も世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組みが求められ、このワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策等にも着実に取り組み、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

#### **\*ワンヘルス・アプローチとは**

人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

#### **(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定**

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。この新型インフルエンザに対して、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、変異等により抗原性が変化した感染症や未知の感染症である新感染症についても、同様に、その感染性の高さから、社会に大きな影響を及ぼす可能性がある。

特措法は、こうした病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

また、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の特別な措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

町としては、県計画に準じて遂行する。

## **第2節 町行動計画改定の目的**

---

新型コロナ対応では、感染拡大を防止し、住民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図ることが求められ、多くの困難を伴ったが、感染拡大を防止するための様々な取り組みを国及び県の指導を受けながら適切に遂行することができ、今後につながる様々な知見や教訓を得ることができた。

特に、町が中心で実施したワクチン接種については、国の主導的役割、県の広域的視点による市町村支援の役割、住民に身近な町の役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んだ結果、安心安全な接種を推進することができた。

その一方で、新型コロナは今までに経験したことがない事象であることから、先に策定した町行動では十分な対応・対策を取ることができなかつたため、この経験を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して、町の役割に応じた対策の充実等を図ることを目的に計画の改定を行うものである。

## 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1節 目指すべき姿

町のような最小単位の自治体では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。加えて、病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば新型コロナと同様に住民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねない。

今回の町行動計画の改定では、こうした状況を念頭に置きつつ、5年の長きにわたる新型コロナ対応で得た知見や教訓を活かし、住民の感染拡大防止と社会生活のバランスを踏まえた、感染症危機に対して速やかに、かつ、臨機応変に対応できる社会の実現」を目指すべき姿として捉え、その姿を具現化するため、次の2点を主たる目標に新型インフルエンザ等の対策を推進していくものとする。

#### 目標1 感染拡大の抑制による住民の生命及び健康の保護

- ・住民への感染防止対策を促進し、感染による患者数の増加を抑制することにより、医療機関による医療提供への影響を軽減し、必要な患者が適切な治療を受けることができるよう、医療体制の強化を図る。
- ・ワクチン接種においては、県との連携を図り、接種を行う医療機関に対し必要な支援を行うとともに、医療機関との連携を図り、円滑な接種体制を構築する。
- ・住民に対しては、風評被害を招くことのないよう、正確な情報の提供に努める。

#### 目標2 住民生活及び住民経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・事業継続改革の作成、実施等により、医療の提供や住民の生活及び経済の安定を図るよう、業務の維持に努める。
- ・住民等に対する生活支援、業務支援の方策を検討し実施する。

## 第2節 対策の基本的な考え方

---

### (1) 新たな感染症危機の想定

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。また、新型コロナの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、町行動計画では、新型インフルエンザや新型コロナを念頭に置きつつも、それら以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や中長期的に数次にわたり感染の波が生じる可能性も想定する。

町としては、それらの内容に基づき、町が実施すべき対策を決定する。

### (2) 対策の基本的な考え方

町行動計画は、国の「新型インフルエンザ等政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」や「政府ガイドライン」及び県行動計画と整合性を保ちながら、町の実情に応じて様々な状況に対応できるよう、対策を示すものである。

その上で、国が示す科学的知見を踏まえ、町の実情を考慮しつつ、各種対策を効果的に組み合わせ、その時々状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの一連の対応の流れを確立する。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の性状、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性や実行可能性、対策そのものが住民の生活及び経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等による接触機会の抑制等による感染対策と、ワクチン接種等の医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、取り組むことにより効果が期待されるものであり、感染拡大を防止する観点から、継続する対策を絞り込む等を検討することが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県及び町による対策だけでは限界があり、住民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザ等呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬が無い可能性が高い新しい感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となる。

### 第3節 対策推進のための役割分担

---

#### (1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国は自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、WHO及び諸外国との連携を図り、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取り組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

#### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

##### ① 県の役割

特措法及び感染症法、岐阜県感染症対策基本条例に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、感染症対策を総合的かつ計画的に実行し、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応が求められることから、感染症有事に備え、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供等に関する医療措置協定の締結や、民間検査機関等との検査等措置協定の締結を行うことによる医療提供体制や検査実施体制を事前に構築するとともに、保健所、宿泊療養等の対応能力についても計画的に準備を行う。

また、感染症対策の実施にあたっては、医療はもとより、産業、福祉、スポーツ、文化、教育等の各分野に十分配慮し、医療機関、事業者、県民等の理解と協力を得ることが重要である。そのため、感染症対策を県政の最重要課題の一つとして位置付け、予算、人員等を重点的に配分し、これに取り組むものとする。

さらには、市町村が行うその区域の実情に応じた感染症に関する施策を支援するよう努めるほか、市町村との緊密な連携を図るとともに、感染症対策を県の区域を超えた広域的な見地から総合的に実施するため、国及び他の都道府県

と協力するものとする。

## ② 町の役割

住民に最も近い行政単位であり、住民に対する感染症のまん延防止対策、住民へのワクチン接種、それに伴う接種体制の整備や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生に備えた要配慮者の把握、また発生時の支援等、基本的対処方針に基づき、的確に感染症対策を実施する。

対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図り実施する。また、国及び県の役割となる各種感染症対策に関し実施の要請があったときは適宜協力する。

### (3) 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行い、感染症が疑われる者に対する診療、感染症の患者に対する医療の提供その他の必要な措置を講ずるよう努める。

### (4) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

新型インフルエンザ等対策を実施するにあたっては、県及び市町村と連携・協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期すよう努める。

※指定（地方）公共機関とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、都道府県知事が指定する、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療などの公益的事業を営む法人や、地方道路公社、地方独立行政法人などの公共的施設を管理する法人のこと。

### (5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努め

る。

#### (6) 一般の事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、その事業の実施に関し、職場や自己の管理する施設又は場所における感染症の予防及び拡大の防止について必要な措置を講ずるとともに、感染症対策に協力することが求められる。

地域住民への生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### (7) 住民の役割

- ① 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の予防及び拡大の防止に十分な注意を払い、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するとともに、行政機関、医療機関、事業者等が実施する感染症に関する対策に協力するよう努める。
- ③ 感染者やその家族、所属機関、医療従事者、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国人等に対する偏見・差別等をなくすため、感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解に努める。

### **第4節 感染症危機における有事のシナリオ**

---

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、大きく予防や事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に分けた構成とする。

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、特に対応期については、以下のように区分し、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症危機対応を行う。

#### (1) 準備期（発生前の段階）

地域における医療提供体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、住民に対する啓発、県、市町村、企業等による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検及び改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

## **(2) 初動期：A（国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階）**

国において感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、県、市町村においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報を収集し、関係者間で共有する。

また、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

## **(3) 対応期：B（県内の発生当初において、封じ込めを念頭に対応する時期）**

県は、県対策本部の設置後、県内の発生当初の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、国内外における感染動向や過去の知見等も踏まえ病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、患者の入院措置、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討するとしている。さらに、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の強力な対策を講じ、感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。

町は、県との連携を図りながら常に新しい情報を収集・分析の上、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止等の見直しを行う。

## **(4) 対応期：C-1（県内14で感染が拡大し、町内でも感染が発生、病原体の性状等に応じて対応する時期）**

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。

複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性も考慮した上で、リスク評価を大まかに分類し、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

町は、国、県、事業者等と連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び住

民経済の維持のために最大限の努力を行うが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも想定し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

また、地域の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

#### **(5) 対応期：C-2（その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期）**

科学的知見の集積、検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮しておく。

#### **(6) 対応期：D（流行が終息に向かい、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）**

最終的には、ワクチンの普及等による免疫の獲得、病原体の変異及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

## **第5節 主な対策項目**

---

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目標である「感染拡大の抑制による住民の生命及び健康の保護」及び「住民の生活及び住民の経済に及ぼす影響の最小化」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものとし、それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ 予防接種
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民の生活及び経済の安定の確保

## 第6節 実効性確保

---

### (1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

町行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組みについて、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにあたって、対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを収集・分析し、活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。

#### ※EBPMとは

日本語では「証拠に基づく政策立案」と訳され、政策の企画を経験や直感ではなく、データや統計などの客観的な根拠（エビデンス）に基づいて行う手法のこと。具体的には、政策目的の明確化、エビデンスの活用、効果検証の3つの要素が重要となる。

### (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組みを継続的に行うことが重要である。

町や住民等が幅広く対応に関係した新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組みを通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

### (3) 訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

### (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

町行動計画は、訓練の実施等により得られた改善点や制度改正、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、必要な見直しを行うことが重要となる。こうした観点から、町行動計画に基づく取組みや新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組みについて、毎年度定期的なフォローアップを行う。

定期的なフォローアップの結果に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、関連する保健医療計画等の見直し状況等も踏まえ、県行動計画の改定等に合わせ、必要に応じて町行動計画の改定を行うものとする。その際には、町と県との連携を深める観点から、県の発出する情報等を勘案する。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記にかかわらず、その対応経験を基に町行動計画の見直しを行う。

## 第7節 留意事項

---

### （１） 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、第5条の規定により、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動や感染拡大の抑制を妨げる原因となる可能性もある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

### （２） 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

### （３） 感染症危機下の災害対応

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、町は、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

なお、複数の災害がほぼ同時的に発生する場合や、ある災害からの復旧中に別の災害が発生する場合等、複合災害についてもその可能性を念頭に置き、それぞれの災害における対応について、あらかじめ確認しておく。

### （４） 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部に速やかに報告するとともに、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、公表するとともに保存する。

### 第三章 各対策項目の考え方及び取組み

#### 第1節 実施体制

##### 1 準備期

###### [方向性]

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、県の協力を得ながら事態を的確に把握し、町全体で一丸となった取組みを推進することが重要となる。

平時から拡張可能な組織体制の編成、人員の調整、縮小可能な業務の整理等、事業継続に向けた準備を進めるとともに、訓練等を通じた課題の発見とその改善、有事の対応に向けた練度の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等の感染期においても住民のQOL（生活の質）向上を図るため、DXを推進し、住民サービスの向上と業務効率化の両立を図る。

さらには、県行動計画に合わせ、町行動計画のフォローアップを行いながら、状況の変化を捉えて適宜見直しを行う。

##### （1）協議・意思決定体制の整備

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強いと住民の生命、健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小、停滞を招く恐れがあり、町全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、総務課（危機管理部門）及び福祉課（保健福祉部門）が中心となって、全庁一丸となった取組みが求められる。

① 安八町新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「課長以上会議」という。）

新型インフルエンザ等の発生前においては、安八町課長以上会議等において、町内発生に備え会議を開催し、事前準備の進捗を確認し、全庁が相互に連携を図りながら、必要な対策を進める。

（総務課・福祉課・全課）

② 町は、県が岐阜県感染症対策基本条例第10条で規定する感染症対策協議会を設置するまでの間、新型インフルエンザ等その他の感染症への対策を推進するため、市町村、医療関係団体、社会・経済関係団体等で構成する「新型インフルエンザ等対策推進協議会」を設置するため、当該協議会に参加する。

（総務課・福祉課）

##### （2）業務執行体制の整備

① 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務とその実施に必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るための業務継続計画を策定し、必要に応じて改定する。また、業務継続計画の策定・改訂にあたっては、県に対し必要な支援を求める。

（総務課・全課）

② 職員（および家族）の感染時においても業務継続ができるよう、テレワーク環

## 1 実施体制（準備期）

境の整備を進めるとともに、住民サービスが停滞しないよう書類手続きのオンライン化を促進する。

（総務課・全課）

### （3）町行動計画の策定・見直し

- ① 町は、県行動計画を踏まえ、町行動計画、指定地方公共機関における業務計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。

（福祉課）

- ② 町行動計画の見直しに当たり、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他学識経験者の意見を聞く。なお、計画の策定や見直しに当たっては、県に必要な支援を求める。

（福祉課）

### （4）指定地方公共機関の追加指定等

- ① 町は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、指定地方公共機関の追加指定、関係団体との協定の締結等を臨機応変に行う。

（福祉課）

### （5）関係機関等との連携の強化

- ① 町は、県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から訓練等を通して、情報共有、役割分担、連携体制を確認する。

（福祉課・関係課）

- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県、関係団体等との情報共有や意思疎通を通じて、連携体制を強化する。

（福祉課）

- ③ 町は、対応期に実施する特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2）の事務の代行や職員の応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

（福祉課）

- ④ 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の関係機関等と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

（福祉課・関係課）

### （6）実践的な訓練の実施

- ① 町は、町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

（総務課・福祉課・関係課）

- ② 町は、県が実施する市町村、関係機関等と連携した実践的な訓練に参加・協力し新型インフルエンザ等の発生時における実施体制の整備、対応の流れ、各機関の連携等を確認する。

（総務課・福祉課）

## 2 初動期

### [方向性]

国内外で感染の疑いを把握した場合は、県及び関係機関との情報共有や対策の検討準備を進める。

また、必要に応じて、町対策本部を設置する等、推進体制を早期に立ち上げ、対策の実施体制を強化する。

#### (1) 協議・意思決定体制の確保

新型インフルエンザ等の発生が確認された段階において、県が特措法に基づく対策本部を設置した場合は、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。また、県の対策本部設置にかかわらず、必要に応じて、町独自による対策本部の設置を検討する。

(総務課・全課)

#### (2) 業務執行体制の確保

- ① 町は、必要に応じて、準備期(2)を踏まえ、必要な人員体制への強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(総務課・全課)

- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事において維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を実行し、住民への行政サービスの低下を最小限に抑える。

(総務課・全課)

#### (3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策を実施するため、対策に要する経費について国や県の財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて、地方債を発行するなどを検討し、所要の準備を行う。

(総務課・全課)

## 3 対応期

## 【方向性】

特措法に基づく対策本部を設置してから、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの間、複数の感染拡大の波や対応の長期化も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要となる。

そこで、感染症危機の状況や住民の生活及び経済の状況、各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を強化、又は見直しを行い、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていく。

また、国が特措法によらない基本的な感染症対策に移行する方針を決定した後も、住民の生命及び健康を保護し、並びに暮らしの安定を確保するため、必要に応じて体制を維持する。

## （１）協議・意思決定体制の拡大・見直し

町は、政府による新型インフルエンザ等の緊急事態宣言（特措法第32条）が発せられたときは、町行動計画に基づき、直ちに、町対策本部を設置（特措法第34条）し、必要に応じて会議を開催する。

なお、緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく廃止する。（特措法第37条の規定により読み替えて準備する。特措法第25条）（総務課）

## （２）総合調整・指示

① 町は、必要に応じて、町が実施する町の区域に係る新型インフルエンザ等に関する総合調整を本部長の権限において行う。（特措法第36条第1項）  
（総務課）

② 町及び関係指定（地方）公共機関は、県が行う当該市町村及び関係指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等に対して、必要があれば意見の申出を行う。（特措法第24条第2項）  
（総務課）

③ 町は、特に必要があると認めるときは、県に対し、県及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請し、県はこの要請に対応する。（特措法第36条第2項）  
（総務課）

④ 町は、特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を国が行うよう要請を行う。（特措法第36条第3項）  
（総務課）

## （３）職員等の派遣・応援要請への対応

① 町は、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2）を実

## 1 実施体制（対応期）

施するため必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に応援を要請する。（特措法第26条の6）

（総務課・福祉課）

- ② 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。（特措法第26条の2第1項）

（総務課・福祉課）

### ※特措法第26条の2第1項

市町村長は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、当該市町村長が実施すべき当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策の全部又は一部の実施を要請することができる。

### ※特定新型インフルエンザ等対策とは

新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるもの。

- ③ 町は、町の区域に係る特定インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援（特措法第26条の3第2項及び第26条の4）を求める。（総務課・福祉課）

### ※特措法第26条の3第2項

市町村長は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

### ※特措法第26条の4

市町村長は、当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

## （4）必要な財政上の措置

町は、新型インフルエンザ等の対策のため、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財政を確保し、必要な対策を実施する。

（総務課・関係課）

## 第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 1 準備期

#### [方向性]

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、住民、行政、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるよう、リスク情報とその見方を共有することが重要である。

そのため、平時からの普及啓発に加え、可能な限り科学的根拠等に基づいた情報を適時適切に提供・共有し、住民等の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、県による情報提供・共有が有用な情報源として、住民等から認知され、一層の信頼を得られるよう努める。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、住民等の意識・ニーズを把握する双方向のコミュニケーションについて、その内容や手段、把握した情報の活用方法等を整理しておく。

#### (1) 住民への情報提供・共有

① 町は、平時から国、JIHS 等と連携し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、住民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。（福祉課・総務課）

② 町は、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいこと、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、教育委員会、福祉関連施設等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

（福祉課・教育課・子ども家庭課）

#### (2) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

① 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従者に対する偏見・差別等は、許されるものでなく、また、様々な事情によりマスクの着用やワクチン接種ができない方等に対しても同様に、偏見・差別等は、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げになること等に関して啓発する。（福祉課）

#### ② 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、正確な情報を適時適切に提供・共有し、町による情報提供・共有が情報源として、住民等か

#### 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（準備期）

ら認知され、一層の信頼を得られるよう努める。

（総務課・福祉課）

##### （3）双方向コミュニケーションの体制整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、住民等からの相談に応じるため、相談窓口等が設置できるよう準備する。

（福祉課）

## 2 初動期

### 〔方向性〕

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、住民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

そのため、住民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について周知を徹底するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有することで住民等の不安の解消等に努める。

### （１）迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 住民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能な情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

（総務課・福祉課）

- ② 個人や事業者のレベルでの感染対策が感染拡大防止にも大きく寄与することを踏まえ、感染状況に応じて、町の各種広報媒体により感染対策の徹底や冷静な対応を呼び掛ける町長メッセージ等を発出する。

（総務課・福祉課）

- ③ 町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解を図るために必要な情報を県と共有する。

### （２）偏見・差別等への対応

- ① 偏見・差別等への対応

準備期での対応に加え、感染症に対する偏見・差別等を解消し、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、障害特性等によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国人住民等の人権が損なわれることが起こらないよう様々な機会を通じて感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解のための普及啓発を行うとともに、ハラスメント等に関する相談対応に努める。

（総務課・福祉課）

- ② 偽・誤情報への対応

準備期での対応に加え、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等による混乱を回避するため、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（総務課・福祉課）

## 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（対応期）

### （3）双方向コミュニケーションの実施

町は、住民等からの相談に応じるため、県の要請に応じて相談窓口等を設置し、国から提供されるQ&A等を活用して適切な情報提供を行う。

（総務課・福祉課）

## 3 対応期

### 〔方向性〕

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

そのため、初動期から引き続き、住民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、住民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有することで県民等の不安の解消等に努める。

### （1）迅速かつ一体的な情報提供・共有

初動期と同様の対応とする。

### （2）偏見・差別等への対応

#### ① 偏見・差別等への対応

初動期と同様の対応とする。

#### ② 偽・誤情報への対応

初動期と同様の対応とする。

### （3）双方向コミュニケーションの実施

町は、県の要請に応じ、初動期に設置した相談窓口等を継続し、国から提供されるQ&A等を活用して、住民等からの相談対応や適切な情報提供を行う。

（福祉課）

## 第3節 まん延防止

### 1 準備期

#### [方向性]

新型インフルエンザ等の発生時にまん延防止対策を講じ、感染拡大のスピードやピークを抑制することで、有事における医療提供の継続を可能とし、住民の生命と健康を保護する。そのため、平時から対策を適切かつ迅速に決定できるよう、必要な指標やデータ等を収集しておく。

また、住民や事業者に対し、有事においてまん延防止対策への協力が得られるよう、平時からその意義や重要性について理解促進に取り組む。

#### (1) 対策の実施に係る指標等の整理

町は、有事において感染症のまん延防止対策を機動的に実施し、また柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とすべき指標やデータを県と連携・調整し取得する。また、有事の際に円滑に対策が取れるよう、可能な限り平時から指標等の収集に努める。

(福祉課)

#### (2) 対策強化に向けた理解促進・準備

- ① 町は、部屋の換気・マスクの着用・手洗いの励行・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、住民等の理解促進に努める。
- (福祉課)
- ② 有事の際に感染症のまん延を防止し、住民の生命及び健康を保護するためには、住民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、有事への心掛けの必要性について、広報等により周知を行い住民等への理解促進を図る。
- (福祉課)
- ③ 町は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。
- (福祉課)

※まん延防止等重点措置とは

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。

第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

※緊急事態措置とは

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。

国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

#### （3）避難所におけるまん延防止対策

町は、新型インフルエンザ等の感染症の流行と並行して災害が発生した場合を想定し、その際の避難所の運営に関し、運営に必要な場所や資機材を平時の段階で確保しておくとともに、避難所運営の迅速化・効率化を図るため、マイナンバーカードを活用した受付システムの導入など有事における体制や対応を検討しておく。（生活環境課）

## 2 初動期

## 〔方向性〕

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策を適切かつ迅速に講じられるよう、対策決定の判断に要する情報を収集する等、準備を進める。

また、状況によっては、国や県の対応を待たずして、県の独自の非常事態宣言が発出することがあるため、町は、県の方針を踏まえ、対応する。

## (1) 町内でのまん延防止対策の準備・実施

- ① 町は、県の協力を得て感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感等）、臨床像等に関する情報等の分析や国のリスク評価に基づき、有効なまん延防止対策に資する情報を収集する。 (福祉課)

※臨床像とは

医学用語で、病気の経過や病状に加え、検査結果まで含めた状態のこと。

- ② 町は、国の要請を受け、県内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。 (総務課・全課)
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の感染拡大を防止するため必要があると認めるときは、国や県の対応を待たず、感染症の特徴に応じた住民・事業者への行動変容の呼びかけや、町内においてまん延が懸念される場合は、イベントの開催制限、町保有施設の使用制限等、状況に応じて柔軟・迅速に対応する。 (関係課)

## (2) 避難所におけるまん延防止

町は、感染症危機下で自然災害が発生した場合には、国や県と連携し、災害の発生状況を的確に把握するとともに、患者情報の提供など県の支援を受けて、避難所を運営する。

(総務課・福祉課・生活環境課)

## 3 対応期

**[方向性]**

特措法に基づく「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」による外出自粛や休業要請等の強度の高い措置を講じることも含め、医療ひっ迫を回避し、住民の生命と健康を保護するとともに、住民の生活・社会経済活動への影響を最小化するための対策を講じる。

**（１）患者や濃厚接触者以外の住民への対応**

## ① まん延防止対策の実施

町は、初動期に引き続き、新型インフルエンザ等の感染拡大を防止するため必要があると認めるときは、国の対応を待たずに、総合的な対策を立案し実行するほか、独自の非常事態宣言の発出をする等、状況に応じて柔軟・迅速に対応するとしている。その際、県が発出している特措法第 24 条第 9 項に基づく、要請に対し、町は県と検討し、必要な対応をする。

（福祉課）

**（２）避難所におけるまん延防止**

町は、感染症危機下で自然災害が発生した場合には、初動期に引き続き、国や県と連携し、災害の発生状況を的確に把握するとともに、患者情報の提供など県の支援を受けて、避難所を運営する。

（総務課、福祉課、生活環境課）

## 第4節 予防接種

予防接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、町及び医療機関等は、国や県の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を別に定める「安八町新型ワクチン接種実施計画書」（以下実施計画という）に基づいて行う。

### 1 準備期

#### [方向性]

新型インフルエンザ等の発生により、市町村は予防接種の実施主体として必要な体制の確保に向けた準備を進める。

また、平時から新型インフルエンザ等の発生による予防接種の必要性や制度の仕組みのほか、科学的根拠に基づく安全性・有効性に関する情報を発信し、ワクチンに対する住民の正しい理解を促進する。

#### (1) 接種に必要な資材の準備

町は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう実施計画に沿って準備する。

(福祉課)

#### (2) 流通に係る体制の整備

町は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握を行う。また、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、関係団体、医療機関等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(福祉課)

#### (3) 特定接種の体制整備

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う接種をいう。

この特定接種は、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであり、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するにあたっては、住民等の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性及び公共性が認められるものでなければならない。

国は、この基本的考え方を踏まえ、対象となる登録事業者及び公務員の詳細について定めておくこととしている。

以上を踏まえ、町は、県と相互に連携し、必要な措置を講じる。

(福祉課)

## ◆接種対象者の概数（令和2年12月1日現在）

1	医療従事者等	444 人	総人口の 3%
2	高齢者施設の入所者	196 人	※65 歳以上の者に限る ※令和 3 年 3 月 17 日現在
	高齢者施設等の従事者	222 人	総人口の 1.5%
3	高齢者	3,994 人	65 歳以上 ※高齢者施設の入所者を除く
4	基礎疾患を有する者	1,212 人	総人口の 8.2% (20-64 歳の場合)
5	上記以外の者	8,711 人	
合計		14,779 人	

※実施計画書の 8 頁より抜粋

## ① 登録事業者

国は特定接種の実施に際して、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領に基づき、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録を行うため、町は、必要に応じて、事業者の登録及び接種に協力する。

## ② 地方公務員

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者への特定接種は、国が実施主体となる一方、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員への特定接種は、県及び市町村が実施主体となることから、原則として集団的な接種により接種を実施することを想定し、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

## (4) 住民接種の体制整備

国は、新型インフルエンザ等が県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、県民生活及び県民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法第 6 条第 3 項の規定により臨時に行う予防接種として、対象者及び期間を定めることとしている（特措法第 27 条の 2 第 1 項）。

住民に接種する際の接種順位については、我が国の将来を守ること、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理することとしている。

また、住民接種の実施主体は、市町村又は県とされているが、全県民を対象とする住民接種を実施する場合には、市町村において接種体制を構築の上、当該市町村の住民の接種を実施することとし、県は、管内の市町村の状況を踏まえ、必要に応じ、大規模接種会場等、補的に接種機会を設けるという役割分担が基本となる。

以上を踏まえ、町は迅速な住民接種を実現するため、平時から次の準備を行う。

(福祉課)

- ① 町は、県及び国等の協力を得ながら、住民等に速やかにワクチン接種するための体制の構築を図る（予防接種法第 6 条第 3 項）。
- ② 町は、速やかに接種できるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルや技術的な支援を活用しつつ、コロナの接種と同様に町内医療機関による施設接種を基本として、

#### 4 予防接種（準備期）

状況に応じて集団接種も検討課題の一つとし、地域医師会・町内医療機関等との調整し、接種の体制、接種場所、予約方法等の接種の具体的な実施について準備する。また、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組みを進める。

#### ◆接種対象者の計算方法の考え方

種別	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	住基人口（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	※2
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	住基人口（1-6歳）	D	
乳児	住基人口（1歳未満）	E 1	
乳児保護者	住基人口（1歳未満）×2	E 2	乳児の両親として対象人口の2倍
小・中・高校生担当	住基人口（6-18歳未満）	F	
高齢者	住基人口（65歳以上）	G	※2
成人	対象地域の住基人口から 上記人数を除いた人口	H	$A - (B + C + D + E 1 + E 2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可となった場合、その保護者を接種対象者として試算する。

※2 この他実施計画書8頁に沿って算出する。

#### （5）衛生担当課以外の分野との連携

① 町の衛生担当課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生担当課以外の分野、具体的には労働、介護保険、障がい福祉との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。  
(総務課・福祉課)

② 児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、教育委員会や学校に対し、必要に応じて、学校保健安全法第11条に規定する就学時の健康診断、同法第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用した予防接種に関する情報の周知を依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組みに努める。  
(福祉課・教育課・子ども家庭課)

#### （6）訓練の実施

町は、医師会等の関係者と連携し、特定接種及び住民接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を行う。

(福祉課)

#### （7）予防接種に対する理解促進

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方、接種後の副反応や健康被害等の情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、住民等の正しい理解を促す。  
(総務課・福祉課)

## 2 初動期

## [方向性]

国からワクチンの供給量や接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に収集するとともに、準備期の計画に基づき、県、医療機関、関係団体、専門家等と連携し、円滑な接種体制の構築に向け、必要な準備を進める。

具体的には、接種に要する人員、会場、資機材等を確保するとともに、町内の医療機関に対し、必要な協力の要請を行う。

## (1) 国からの情報収集

町は、県から提供されるワクチン供給量や接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に収集するとともに、準備期の計画に基づき、県、医療機関、関係機関等と連携し、円滑な接種体制の構築に向け、必要な準備を進める。

具体的には、接種に要する人員、会場、資機材等を確保するとともに、町内の医療機関に対して、必要な協力の要請を行う。(福祉課)

## (2) 接種体制の構築

町は、特定接種又は住民接種の実施を見据え、準備期の計画に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を進める。

(福祉課)

## (3) 接種に携わる医療従事者の確保

町は、予防接種を実施するに当たり、県との連携により速やかに情報を収集するとともに、地域医師会や町内医療機関との調整を行い、予防接種の方法を確立し、地域医師会等の協力を得て、接種に必要な医療従事者を確保する。

(福祉課)

## (4) 住民接種

① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等情報、接種記録等を管理する健康管理システムを通じて接種予定者数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約方法を決定する。

(福祉課)

② 平時の業務継続と接種業務を並行して実施するに当たり、必要な業務を洗い出し、それぞれの業務について、必要な人数を想定、事前の業務内容の確認、業務継続が可能なリストの作成、業務の優先順位および内容に応じて必要な人心を確保および配置する。

(福祉課)

③ 接種の実施に当たっては②で行った想定が平時の体制で想定する業務量を大幅に上回る業務量が見込まれる場合は、発生している新型インフルエンザ等の感染症の状況に応じて、人事担当課も関与した上で実施体制に遺漏がないように対処する。

(福祉課)

④ 町内医師会と調整の結果、医療機関以外の臨時の接種会場を設置する場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場で接種を実施する場合は、ワクチン配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現できるよう、当該会場をシステム基盤に登録するほか、地域医師会等と調整し、必要な設備の整備、ワクチン接種に必要な資材を確保する。ま

#### 4 予防接種（初動期）

た、医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所の許可・届け出が必要となる。

（福祉課）

準備品	感染対策用物品
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 注射用絆創膏 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 ・ 血圧計、パルスオキシメーター、聴診器、ペンライト等 ・ 静脈経路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 気道確保用品（吸引機等）、酸素ボンベ ・ AED（自動体外式除細動器） ・ 使い捨て舌圧子	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 会場消毒用の消毒液、ペーパータオル <input type="checkbox"/> パーテーション <input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> 医療用ガウン
	文房具類
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 蛍光ペン <input type="checkbox"/> 油性ペン <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> 日付・医師名・会場名印 <input type="checkbox"/> 付箋紙 <input type="checkbox"/> クリップボード <input type="checkbox"/> 接種医師名／待機時間記入用紙 <input type="checkbox"/> 目玉クリップ <input type="checkbox"/> セロハンテープ
	会場設営物品
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 救急ベッド <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 滅菌シート <input type="checkbox"/> 番号札

◆接種会場において必要と想定される資材

※実施計画書 17頁より抜粋

#### （４）住民からの相談対応の準備

国の準備状況を確認しつつ、必要に応じて、住民からの相談に対応するための体制について、県の対応を踏まえて、検討する。

## 3 対応期

## 〔方向性〕

県、関係機関等と協議の上、ワクチンの接種方針を決定し、この方針の下、初動期に確保した接種体制により、ワクチンの接種を実施する。この際、実際の供給量や医療従事者等の確保状況等を踏まえ、随時、接種方針の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

また、ワクチンの有効性や安全性に加え、副反応や健康被害等の情報を住民に分かりやすく伝えるとともに、副反応等への相談・診療体制の確保、健康被害に対する速やかな救済に向けた支援を行う。

## （１）接種体制の確保

- ① 町は、「安八町新型ワクチン接種実施計画書」に基づき接種を進め、流行株が変異し、追加接種の必要がある場合は、混乱なく円滑に接種を実施できるよう医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

（福祉課）

- ② 町は、県のシステムを通じて収集した接種記録を元に、接種回数等についてホームページ等で公表することを検討するとともに、早期に情報提供・共有を進める。

（福祉課）

## （２）地方公務員に対する特定接種の実施

町は、国・県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる、地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

（福祉課）

## （３）住民接種の実施

- ① 予防接種体制の確保

町は、新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、全ての住民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を確保する。

（福祉課）

- ② 接種に関する情報提供・共有

町は、接種体制が確保された上で、予約受付体制を構築し、接種を開始する。

（福祉課）

## （４）接種体制の拡充

町が実施する住民接種は、基本的には町内医療機関による施設接種とするが、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センターや公民館を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。その場合においては、医療従事者の確保が必要となるため、県の協力を得て、地域医師会等への協力を要請する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険担当課や医師会等の関係機関と連携し、接種体制を確保する。

（福祉課）

**（５）住民からの相談への対応**

町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

（福祉課）

**（６）接種記録の管理**

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

（福祉課）

**（７）情報提供・共有**

町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

（福祉課）

**（８）健康被害・副反応への対応**

①町は、国から提供される「ワクチンの副反応疑い報告医師又は医療機関が独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に行う副反応疑い報告」により、管内の実態を把握する。

（福祉課）

② 町は、接種後の副反応や健康被害に関する問い合わせに対応する。

（福祉課）

③ 町は、接種による健康被害が発生したと思われる場合は、被害者の申請を受けて県の支援を受け、予防接種健康被害調査委員会を開催し調査する。調査による判定の結果、厚生労働大臣への判定申請が必要となった場合は、県を通じて進達する。

（福祉課）

## 第5節 保健

### 1 準備期

#### [方向性]

感染症有事において、保健所は、相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、患者移送、自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援等を実施し、地域における感染症対策の中核的な役割を担う。

町は、保健所がこの役割を着実に果たすことができるよう、県の予防計画及び健康危機対処計画に基づき、県が実施する研修や訓練へ参加し、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成を行う。

#### (1) 多様な主体との連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県、関係団体、関係機関と意見交換等を通じて連携を強化する。

(福祉課)

#### (2) 健康観察及び生活支援の準備

要配慮者の把握に関しては、町が県の協力要請を受けて新型インフルエンザ等患者に対して食事の支援等の生活支援を行う際に、要配慮者への支援を併せて行う事が想定されるため、事前に当該対象となる者の把握に努めるとともに、要配慮者の登録情報を整理し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。

なお、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいない等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者、障がい者等が対象範囲となる。なお、以下の例を参考として要配慮者を決める。

(福祉課)

- ① 一人暮らし又は同居家族等の障がい、疾病などの理由により、介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- ② 障がい者のうち、一人暮らし等の理由により、介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活が非常に困難な者
- ③ 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らし等の理由により、支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解する事ができず、感染予防や感染時の対応が困難な者
- ④ その他、支援を必要とする者（ただし、要配慮として認められる事情を有する者）

## 2 初動期

## [方向性]

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要となる。住民に一番身近な行政として、住民からの問い合わせ、相談等に速やかに対応するとともに、正しい情報を発信し住民の不安解消に努める。

## (1) 相談窓口の設置

住民の不安解消を図るため、相談窓口を設置し対応に当たる。 (福祉課)

## 3 対応期

## [方向性]

新型インフルエンザ等の発生時には、予防計画及び健康危機対処計画や準備期に整理した行政、医療機関等の関係機関との役割分担・連携体制に基づき、業務に必要な体制を確保し、地域において、保健所が中心となり感染症対応業務を着実に遂行することとなっているため、町は県の要請に従い必要な業務に協力する。

## (1) 健康観察及び生活支援への協力

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。 (福祉課)
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接種者に関する情報の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。 (福祉課・全課)

## (2) 相談への対応

対応期における相談対応は、県が設置する相談センターが中心となるが、住民は、最初に町に相談をかけるため、相談には的確な対応を取る必要があることから、県と情報を共有し、正確な情報の収集に努め、住民への相談対応を進める。 (福祉課)

## (3) 県の業務への応援

新型インフルエンザ等の流行期においては、感染症有事への体制へ切り替えるため、有事における業務遂行に必要な人員確保のため、必要に応じて、市町村に対し応援要請があるため、要請があった場合は必要な人員を派遣する。 (総務課・福祉課)

## (4) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行

この段階においては、県の対応も縮小してくることから、町においても状況に応じて住民への対応を縮小していく。 (総務課・福祉課)

## 第6節 物資

### 1 準備期・初動期

#### [方向性]

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。

そのため、町は、国が示す備蓄水準の物資を計画的に備蓄するとともに、協定締結医療機関における必要な物資の備蓄が進むよう、定期的に備蓄状況を確認しながら、備蓄に必要な設備等の支援を行い、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### (1) 町における物資等の備蓄

町は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

(特措法第10条)。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(総務課)

#### (2) 医療機関等における物資等の備蓄

町は、県等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。

(福祉課)

#### (3) 福祉施設における物資等の備蓄

福祉施設は、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるものとし、町は、必要に応じてその呼びかけを行う。

(福祉課)

## 2 対応期

## 〔方向性〕

初動期に引き続き、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、医療機関等及び福祉施設における物資の備蓄状況を確認しながら、十分な量の確保を進めるとともに、不足が見込まれる場合は、県と連携し必要量の確保に努める。

## (1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。  
(総務課・福祉課)

## (2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

(総務課・福祉課)

## 第7節 住民生活及び経済の安定の確保

### 1 準備期

#### [方向性]

新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止に関する措置により住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため、町は自ら必要な準備を行いながら、住民や事業者等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨するとともに、住民生活及び社会経済活動の安定確保・影響の最小化のために必要となる支援について、その手続きや仕組みを構築する。その際、正確に、また迅速かつ効率的に処理できる方法を検討しておく。

また、県と連携を図り、住民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### (1) 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、県及び関係機関等との連携や全庁間での連携のため、必要となる情報共有体を整備する。

(福祉課、その他全課)

#### (2) 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、適切な仕組みを速やかに整備する。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(福祉課・その他全課)

#### (3) 物資及び資材の備蓄

町は、県行動計画、町行動計画又は業務計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等に加え、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

また、住民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(総務課・福祉課・その他全課)

## 7 住民生活及び経済の安定の確保（初動期）

### （４）生活支援を要する者への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

（福祉課・生活環境課）

### （５）火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

（生活環境課）

## 2 初動期

### [方向性]

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や住民等に対し、事業継続や感染対策等の準備等と呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、県と連携し、各方面の現状やニーズを考慮した上で、対策の方向性や支援内容を検討し、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に向けた必要な準備を講じる。

### （１）遺体の火葬・安置

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

（生活環境課）

3 対応期

**[方向性]**

町は、準備期での対応を基に、住民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組みを実行に移す。

また、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和し、住民及び事業者に対し、必要な支援を行う。各方面の現状やニーズを考慮した上で、対策の方向性や支援内容を検討する。

**(1) 住民生活の安定の確保を対象とした対応**

① 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

（福祉課、子ども家庭課、教育課）

② 生活支援を要する者への支援

町は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

（福祉課、生活環境課）

③ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限 やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行う。

（教育課、子ども家庭課）

④ 生活関連物資等の価格の安定等

ア) 町は、住民生活及び社会経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携し、調査・監視をするとともに、必要に応じて、関係機関等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

（総務課、まちづくり推進課）

イ) 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（総務課、まちづくり推進課）

ウ) 町は、県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

（総務課、まちづくり推進課）

## 7 住民生活及び経済の安定の確保（対応期）

エ) 町は、県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる（特措法第59条）。

（総務課、まちづくり推進課）

### ⑤ 埋葬・火葬の特例等

町は、必要に応じて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、必要に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。

（生活環境課）

## （2）社会経済活動の確保を対象とした対応

### ① 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる（特措法第63条の2第1項）。

（まちづくり推進課、関係課）

### ② 水道の安定供給

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない（特措法第52条）。

（生活環境課、農政課）

### ③ ごみの収集・処理

感染症まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるための措置を講じる。

（生活環境課）

### ④ 各種支援や措置の周知・広報

町は、各種支援や措置に関する情報について、様々な媒体や機会を活用し、住民に向けて周知を行う。

（全課）

## 用語集

### あ行

---

#### 医療関係団体

医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等、医療職種の団体を想定。

#### 医療機関等情報支援システム（G-MIS）

G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。

#### 医療措置協定

感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。

#### 陰圧室

感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が低く設定された部屋。

#### 疫学

健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。

### か行

---

#### 隔離

検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。

#### 患者

新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

#### 患者等

患者及び同居あるいは長時間接触があった者等、感染したおそれのある者。

#### 感染管理認定看護師

感染管理の分野において、熟練した看護技術と知識を有する者として、公

益社団法人日本看護協会の認定を受けた看護師。

個人、家族及び集団に対して、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践するほか、看護職等に対し指導、コンサルテーションを行う。

### **感染症インテリジェンス**

感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動。

### **感染症危機**

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

### **感染症危機対応医薬品等**

公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等。

### **感染症サーベイランスシステム**

感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。

### **感染症指定医療機関**

本行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。

### **感染症対策物資等**

感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

### **帰国者等**

帰国者及び入国者。

### **疑似症**

発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症

と診断することができないと判断したもの。

### **季節性インフルエンザ**

インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

### **岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス**

2009年の新型インフルエンザの流行を踏まえ、岐阜県、岐阜県教育課、岐阜県医師会が協力し、県内での感染症の流行状況をいち早く把握し、県民に分かりやすく伝えることを目的に構築した、岐阜県独自の感染症サーベイランスの仕組み。

### **基本的対処方針**

特措法第18条の規定に基づき、国が新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

### **救急安心センターぎふ（#7119）**

急な病気やケガで救急車を呼ぶか、病院に行くか、判断に迷ったときに看護師等からアドバイスを受けることができる電話相談窓口。

### **協定締結医療機関**

感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。

### **業務継続計画（BCP）**

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

### **緊急事態宣言**

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

### **緊急事態措置**

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

## 緊急物資

特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。

## クラスター

感染経路が迫える集団として確認できる感染者の一群。

## ゲノム情報

病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。

## 健康観察

感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

## 健康監視

検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。

## 健康危機対処計画

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号。地域保健法第 4 条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。

策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。

## 健康被害救済制度

予防接種の副反応による健康被害は極めて稀であるが、予防接種法に基づく予防接種によって健康被害が生じ、予防接種との因果関係があると厚生労働大臣が認定したときに、救済（医療費・障がい年金等の給付）を受けられる制度。

## 検査キット

簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR 検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。

## 検査等措置協定

感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

## 検査等措置協定締結機関等

感染症法第 36 条の 6 に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。

## 厚生労働科学研究

国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的として、社会的要請の強い諸課題を解決するための新たな科学的基盤を得るため、競争的な研究環境の形成を行いつつ、行政的に重要で先駆的な研究として支援されている研究。

## 公的医療機関等

国、都道府県（地方独立行政法人を含む）、市町村、公立学校共済組合、日本赤十字社、厚生農業協同組合連合会、国立病院機構、地域医療機能推進機構等が運営する医療機関。

## 高リスク群

高齢者や基礎疾患を有する方等、感染症罹患後に重症化や合併症等を引き起こし、治療が必要となる可能性がある者。

## 国立健康危機管理研究機構（<sup>ジース</sup>JIHS）

国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

## 個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

## 5 類感染症

感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。新型コロナウイルスは、2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症に位置付けられた。

## さ行

---

### サーベイランス

感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレヤトレンドを把握することを指す。

### 酸素飽和度

血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。

### 自宅療養者等

自宅、宿泊施設、福祉施設等における療養者。

### 質問票

検疫法第 12 条の規定に基づき、検疫所長が帰国者等に対する、滞在歴や健康状態等の質問に用いるもの。

### 実地疫学専門家養成コース（FETP）

FETP（Field Epidemiology Training Program の略）は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHS が実施している実務研修。

### 指定（地方）公共機関

特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

### 重症者

呼吸器感染症では、一般に感染により呼吸器等の症状が重くなり、集中治療室（ICU）等での管理又は人工呼吸器等による管理が必要な患者。

なお、新型コロナウイルス感染症においては、人工呼吸器を使用、ECMO を使用、ICU 等で治療のいずれかの条件に当てはまる患者を定義。

### 重点区域

特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。

### 住民接種

特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

### 新型インフルエンザ等

感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び同条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるも

のに限る。) をいう。

行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

### **新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表**

感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。

### **新型インフルエンザ等緊急事態**

特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

### **新興感染症**

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

### **積極的疫学調査**

感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。

### **全数把握**

感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの。

### **ゾーニング**

病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。

### **相談センター**

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

### **双方向のコミュニケーション**

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

### **た行**

---

#### **地方衛生研究所等**

地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・

提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。

本県においては、岐阜県保健環境研究所及び岐阜市衛生試験所が該当する。

### **調整本部**

管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都道府県域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う。

### **定点把握**

感染症法第 14 条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法。

### **停留**

検疫法第 14 条第 1 項第 2 号及び第 16 条第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。

### **統括庁**

内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。

### **登録事業者**

特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

### **特定新型インフルエンザ等対策**

特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。

### **特定接種**

特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

### **特定物資**

特措法第 55 条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、

保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

### **独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）**

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（Pharmaceuticals and Medical Devices Agency の略）。国民保健の向上に貢献することを目的として、2004年4月1日に設立された。医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り（健康被害救済）、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し（承認審査）、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行う（安全対策）。

## **な行**

---

### **濃厚接触者**

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

## **は行**

---

### **パルスオキシメーター**

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

### **パンデミックワクチン**

流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。

### **フレイル**

身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

### **プレパンデミックワクチン**

将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。

新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

### **保健医療計画**

医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。

## ま行

---

### まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

### 無症状病原体保有者

感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。

## や行

---

### 薬剤耐性（AMR）

不適切な抗微生物剤（抗菌薬（抗生物質及び合成抗菌剤を含む）等）の使用により、抗微生物剤が効かなくなる、あるいは効きにくくなること。

AMRはAntimicrobial Resistanceの略。

### 有事

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

### 予防計画

感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

## ら行

---

### リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報との見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

### 臨床像

潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。

### 流行初期医療確保措置

感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。

## 臨床研究中核病院

日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの。

## 連携協議会

感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。

## わ行

---

### ワンヘルス・アプローチ

人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

## A-Z

---

### EBPM (エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)

エビデンスに基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making の略)。  
①政策目的を明確化させ、② その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり (ロジック) を明確にし、  
③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス (根拠) を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。

ディーマット

### DMA T (災害派遣医療チーム)

DMAT (Disaster Medical Assistance Team の略) は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期 (おおむね 48 時間以内) から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

ディーパット

### DPA T (災害派遣精神医療チーム)

DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team の略) は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

## ICT

Information and Communication Technology の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウドデータセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティーやAI 等が含まれる。

アイヒート

## IHEAT 要員

地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。

## MC (メディカル・コントロール)

傷病者を救急現場から医療機関へ搬送する間に救急救命士が実施する医行為に対して、医師の指示または指導・助言および検証することにより、それらの医行為の質を保障すること。

## PCR

ポリマーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片 (数百から数千塩基対) だけを選択的に増幅させることができる。

## PDCA

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

エスディージーズ

## SDGs (持続可能な開発目標)

Sustainable Development Goals の略。2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17 のゴール・169 のターゲットで構成。



